

令和4年7月27日  
大阪航空局  
松山空港事務所

## 松山空港周辺で無人航空機を飛行させる方へのお知らせ

平素から航空行政にご理解をいただきありがとうございます。

松山空港周辺には航空機の安全運航のため、制限表面が設定されており、無人航空機を飛行させることができる高さに制限(以下、「制限高」という。)があります。航空法に基づき許可申請を行い、一定の条件を満たした場合に限り、制限高を超える無人航空機の飛行が許可されます。

許可申請は**関西空港事務所**において事務処理を行います。許可申請前に松山空港事務所との事前調整をお願いしております。調整の流れは以下に記載しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

### 1. 事前調整の対象について

松山空港に設定されている制限表面の制限高を超える高さで無人航空機の飛行を行う場合に松山空港事務所との事前調整が必要となります。飛行予定場所の制限高は松山空港高さ制限回答システムで調べることができます。操作方法についてはサイト内に記載がありますのでご確認ください。

<https://secure.kix-ap.ne.jp/matsuyama-airport/>

### 2. 事前調整の流れについて

事前調整の対象となる場合は、以下の流れで松山空港事務所と調整を行ってください。

(1) **飛行予定日時、飛行予定場所の緯度・経度(WGS84)、標高、飛行させる高さ(地表からの高さ)**及び**担当者の連絡先**を明記して松山空港事務所航空管制運航情報官(以下、運航情報官という。)宛てに電子メールを送付してください。

[cab-rjom-unjyo@mlit.go.jp](mailto:cab-rjom-unjyo@mlit.go.jp)

- ・飛行予定場所の緯度・経度及び標高は地理院地図で確認が可能です。確認方法は「3. 緯度・経度及び標高の確認方法について」をご覧ください。
- ・飛行予定場所を範囲で示すことも可能です。その際は飛行予定場所を囲った頂点の緯度・経度を記載願います。
- ・飛行予定場所の緯度・経度は世界極地形(WGS84)の60進法で記載願います。

メール例)	制限高を超える無人航空機の飛行を行いたいので事前調整をお願いします。 ・飛行日時 令和4年8月1日~8月9日 各日11:00~12:00 ・飛行場所の緯度・経度 北緯33度48分21秒 統計132度42分18秒 ・飛行させる高さ 100m ・標高 1m ・連絡先 089-XXX-XXXX
-------	---

(2) 運航情報官が頂いたデータを基に検証を行います。検証の結果、航空交通管制圏内の飛行と判断した場合、松山空港事務所航空管制官(以下、航空管制官という。)とも事前調整を行っていただきます。航空管制官の調整先は運航情報官からの返信メール内に記載しております。

(3) 運航情報官及び航空管制官(航空交通管制圏内での飛行の場合)と事前調整が終了次第、関西空港事務所宛て許可申請を行ってください。許可申請の詳細については関西空港事務所航空管制運航情報官までお問い合わせください。

・関西空港事務所航空管制運航情報官の連絡先

【平日 9~17 時】 電話番号:072-455-1330

電子メール: [cab-kixjouhou@mlit.go.jp](mailto:cab-kixjouhou@mlit.go.jp)

【上記以外】 電話番号:050-3198-2870

電子メール: [cab-kixinfo@mlit.go.jp](mailto:cab-kixinfo@mlit.go.jp)

### 3. 緯度・経度及び標高の確認方法について

(1) 地理院地図にアクセスします。

<https://maps.gsi.go.jp/>

(2) 飛行予定場所に中央の十字キーを合わせます。

(3) 左下のを 2 回クリックすると、十字キー付近の標高及び緯度・経度が表示されます。

緯度・経度は赤枠で囲まれた側の座標(世界極地形/60 進法)を使用してください。



### 4. 注意事項

(1) 本お知らせは松山空港周辺の制限表面の制限高を超える無人航空機の飛行に関してのみ記載しております。無人航空機を飛行させる場所や飛行方法によっては、別途許可又は承認が必要となる可能性がありますので、無人航空機の飛行に関するルールを確認してください。

無人航空機の飛行に関するルールについて、ご不明な点がございましたら無人航空機ヘルプデスクまでお問い合わせください。

・無人航空機ヘルプデスク

【平日 9~17 時】 電話番号:050-5445-4451

(2)事前調整は日程に余裕をもって行ってください。(目安として事前調整には1週間程度、要します。)

## 5. お問い合わせ先

・許可申請に係ること

関西空港事務所航空管制運航情報官の連絡先

【平日 9～17 時】      電話番号:072-455-1330  
電子メール: cab-kixjouhou@mlit.go.jp

【上記以外】            電話番号:050-3198-2870  
電子メール: cab-kixinfo@mlit.go.jp

・松山空港周辺の制限表面の制限高を超える無人航空機の飛行に関すること

松山空港事務所航空管制運航情報官の連絡先

【7～21 時 30 分】      電話番号:089-972-0393  
電子メール: cab-rjom-unjyo@mlit.go.jp

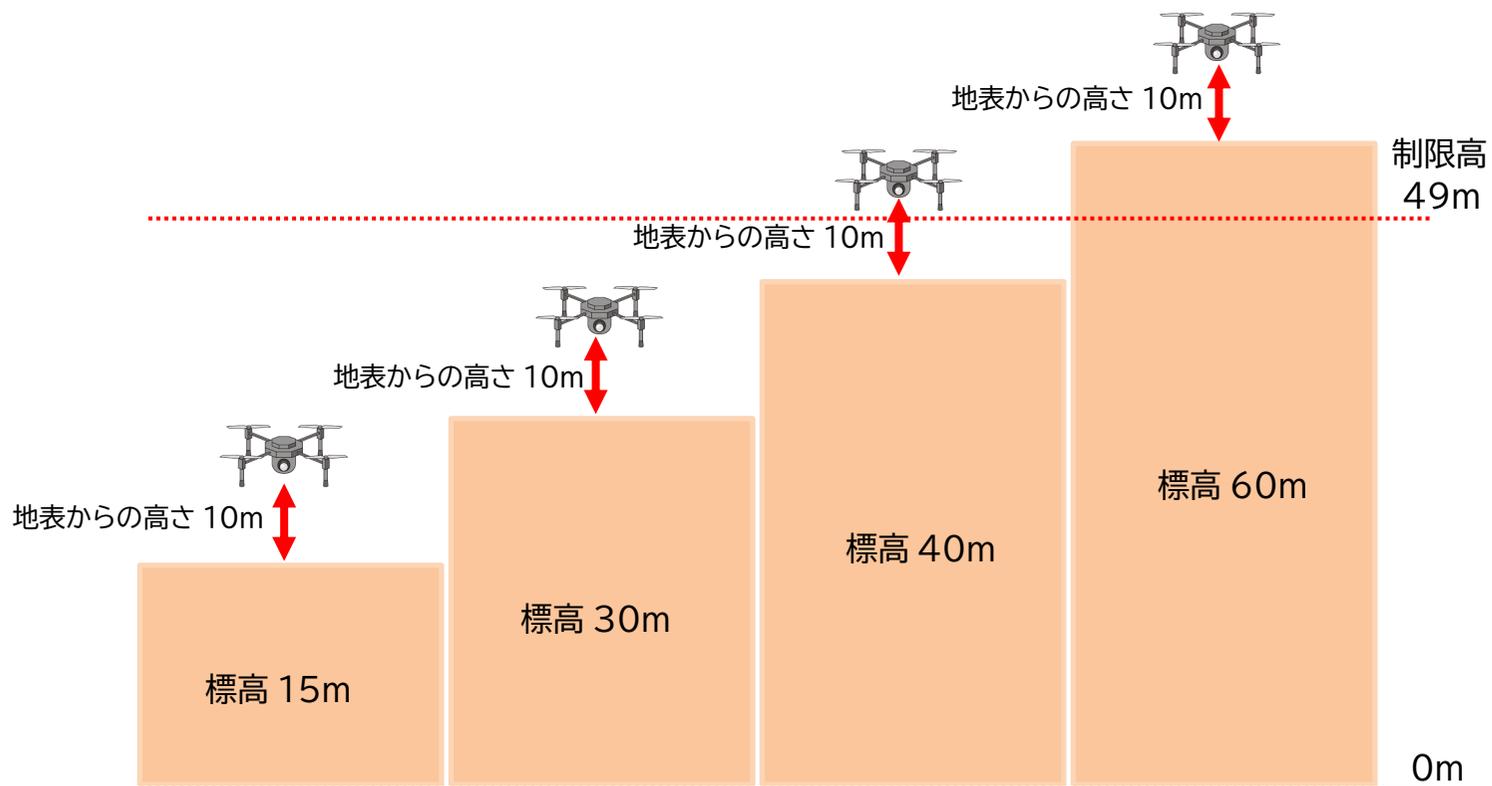
・無人航空機ヘルプデスク

【平日 9～17 時】      電話番号:050-5445-4451

(参考)制限高と標高の関係について

～制限高が49mの区域において、地表からの高さ10mで無人航空機を飛行させる場合～

飛行場所の標高によっては制限表面に抵触する恐れがあります。地表からの高さだけでなく、飛行場所の標高も確認が必要です。



制限高(標高)	49m	49m	49m	49m
飛行高度 (地表からの高さ+飛行場所の標高)	25m	40m	50m	70m
許可の必要性	不要	不要	必要	必要